

ID: 775

担当部署: 農業委員会事務局

<b>処分の概要</b>	特定農地貸付の承認の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項		
<b>法令番号</b>	平成元年政令第258号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>政令第4条第3項の規定による。  (特定農地貸付けの変更等)</p> <p>第4条</p> <p>3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日